

【科目情報】

授業コード	1FCB307010	科目ナンバリング	FCALAW81032-J1
授業科目名	刑事法理論の展開		
担当教員氏名	三島 聡、川崎 英明		
開講年度・学期	2022年度前期	曜日・時限	木曜5限
授業形態	講義		
単位数	2単位		

【シラバス情報】

授業概要	<p>刑法および刑事訴訟法の基本知識を有しその重要論点をひとつお理解している受講生を対象に、具体的な刑事事例を素材として、重要論点を深く掘り下げ、当該事案を適切に解決できる能力を養う授業。各回それぞれ独立のテーマを扱うこととし、重要判例を取り上げて検討する。</p> <p>試験を除く15回の授業のうち、川崎が9回分、三島が6回分[第1、4、7、10、13、15回]を担当する。川崎は主として刑事訴訟法を扱い、三島は主として刑法を扱う。三島担当分においては、あらかじめ、判例類似の事案につき各自の処理方法（およびその思考過程）を示した書面（レポート）を作成することが求められる。授業はその書面の報告をもとに進めていく。川崎担当分においても、司法試験問題（刑事訴訟法）等を素材として問題点の把握や分析をしたレポートをあらかじめ作成することを求め、授業はそのレポートをもとに進める。</p>
到達目標	<p>重要判例を素材として、錯綜した事実の中から刑事法上の重要な問題点を把握する過程を理解し、その問題点について理論的に分析し順序立てて論述する方法を体得することをめざす。事案と判例の立場を明らかにし、その理論的・実際の問題点について掘り下げて検討する。判例の批判的検討を通じて、具体的な事案を実践的に処理するために必要な法的知識、分析能力、論述能力を養うことを目標とする。すなわち、事案を的確に分析し、主要論点について判例を踏まえて検討し、事例を適切に処理できる能力を養うことを主眼とする。</p>

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	<p>文書偽造</p> <p>最2小決1981〔昭56〕・4・8刑集35巻3号57頁、最1小決1981〔昭56〕・4・16刑集35巻3号107頁：交通事件原票中の供述書の作成につき名義人の事前の承諾がある事例</p> <p>最2小判1984〔昭59〕・2・17刑集38巻3号336頁：再入国許可申請書作成の際の通称使用の事例</p>	<p>&lt;事前学習&gt;</p> <p>当該授業でとりあげる判例および最高裁調査官解説（同解説があるばあい）をしっかりと読んだうえ、担当教員から示される予習事項にそって学習すること。</p> <p>&lt;事後学習&gt;</p> <p>当該授業での判例の分析や論点の説明をしっかりと復習するとともに、当該事案について段階を踏んで処理していけるかどうかを確認すること。また、刑法・刑事訴訟法の他の関連論点についても広く学習しておくこと。</p>
第2回	<p>任意取調べ限界、偽計による自白の任意性、類似事実による立証</p> <p>最決平成1・7・4刑集43巻7号581頁</p> <p>最判昭和45・11・25刑集24巻12号1670頁</p> <p>最決平成24・9・7刑集66巻9号907頁（2020年）</p>	同上

第3回	別件逮捕勾留の可否、精神状態の供述 最決昭和52・8・9刑集32巻2号218頁 浦和地判平成2・10・12判例時報1376号 24頁 最決昭和53・3・6刑集32巻2号218頁 最決昭和63・10・25刑集42巻8号1100頁 (2019年)	同上
第4回	自招防衛 最2小決2008〔平20〕・5・20刑集62巻6 号1786頁	同上
第5回	ビデオ撮影の適否、領収書等の証拠能力 最決昭和51・3・16刑集30巻2号187頁 最決平成20・4・15刑集62巻5号1398頁 東京地決昭和56・1・22判例時報992号3頁 (2018年)	同上
第6回	捜索差押令状の提示と必要な処分、弾劾証拠 の証拠能力 最決平成14・10・4刑集56巻8号507頁 最判平成18・11・7刑集60巻9号561頁 (2017年)	同上
第7回	クレジット契約を利用した詐欺 最2小決2003〔平15〕・12・9（刑集57巻 11号1088頁）：釜焚き事件	同上
第8回	任意取調べ限界と接見指定、公判前整理手続 での主張明示と被告人質問の限界 最決昭和59・2・29刑集38巻3号479頁 最判平成12・6・13刑集54巻5号1635頁 最決平成27・5・25刑集69巻4号636頁 (2016年)	同上
第9回	会話盗聴、約束自白と毒樹の果実、伝聞と非 伝聞 千葉地判平成3・3・29判例時報1384号 141 大阪高判昭和52・6・29刑裁月報9巻5＝6 号334頁 東京高判昭和58・1・27判例時報1097号 146頁 (2015年)	同上
第10回	不作為の共同正犯 最2小決2005〔平17〕・7・4（刑集59巻 6号403頁）：シャクティ治療殺人事件の検 討	同上

第11回	被告人の取調べと任意取調べの限界、訴因変更の要否・可否 最決昭和36・11・21刑集15巻10号1764頁 最決平成13・4・11刑集55巻3号127頁 (2014年)	同上
第12回	現行犯逮捕、犯行再現実況見分調書の証拠能力 京都地決昭和44・11・5判例時報629号103 最決平成17・9・27刑集59巻7号753頁 (2013年)	同上
第13回	共犯関係の離脱・解消 最3小決1994〔平6〕・12・6刑集48巻8号509頁：量的過剰行為の途中における共犯関係の離脱の事例	同上
第14回	差押えの範囲、包括的差押、供述不能、犯行計画メモ 最判昭和51・11・18判例時報837号104頁 最決平成10・5・1刑集52巻4号275頁 最判昭和44・12・4刑集23巻12号1546頁 東京高判昭和58・1・27判例時報1097号146頁 (2021年)	同上
第15回	最近の重要な刑法判例（授業開始後示す）	同上
第16回	期末試験	

<b>成績評価方法</b>	絶対評価。学期末に実施する筆記試験の結果を基本的な評価の対象として、80点を配分する。その他、演習で提出を求めた書面、演習での議論の仕方、表現技術などを総合考慮して評価し、20点を配分する。いずれも川崎担当分6割、三島担当分4割で評価する。 上記の到達目標にしたがって、その能力がどれだけ養えたかを評価する。刑法・刑訴法の基本事項や事案の分析、論点の理解、論理的な文章構成力があきらかに不十分な場合には不合格となる。
<b>履修上の注意</b>	判決・決定の原文で事案を確認すると、教科書等の説明よりもはるかに複雑で法的処理が困難なものが少なくない。予習の際、この点にも十分注意して判決・決定の原文を読むよう心がけること。
<b>教科書</b>	教科書はとくに指定しない。演習に必要な教材は、担当教員が作成して配布する。
<b>参考文献</b>	参考資料は、必要に応じて授業期間に示す。
<b>その他</b>	